

**短期測定**・・・飛行場周辺に一時的に設けた測定地点で、原則として連続7日間にわたって継続的に行う航空機騒音の測定のこと。

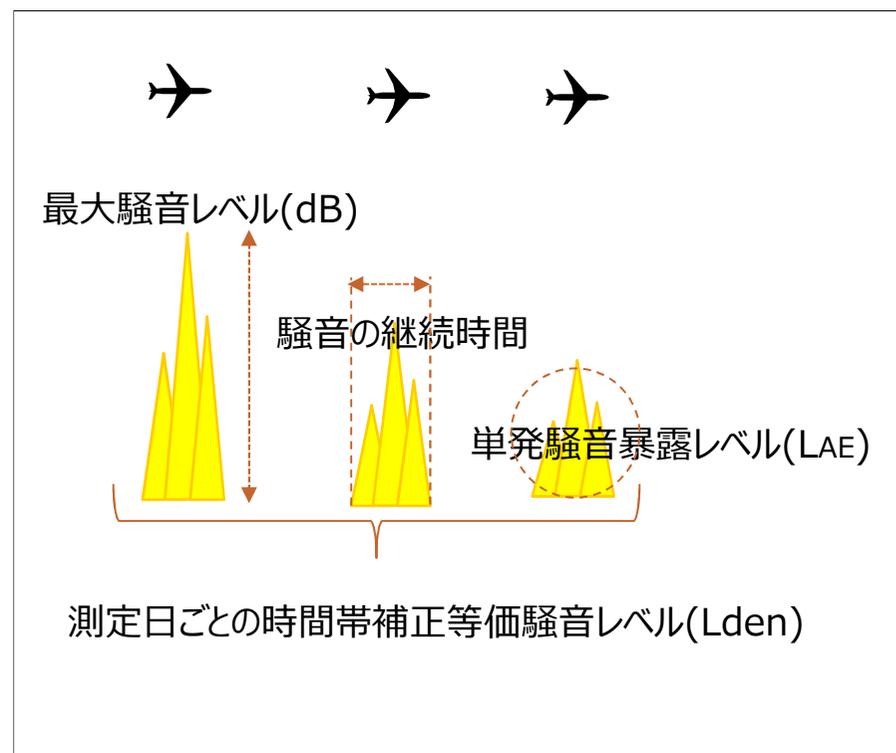
(環境省「航空機騒音測定・評価マニュアル」参照)

## ◎測定イメージ



測定機器の占有面積は4㎡程度

## ◎主な測定項目



## 測定地点の選定について

羽田新ルートに係る航空機騒音について、国土交通省は19箇所の固定騒音測定局（固定局）で騒音測定を実施し情報提供を行っているが、新飛行経路下からのお問い合わせも多く寄せられていることから、丁寧な情報提供と更なる騒音発生状況の把握の一環として多くの地点での測定結果をお示しすることとし、令和2年度に航空機騒音の短期測定を計画しているところ。

国土交通省 騒音測定局配置図



固定局の設置地点や東京都、各区のモニタリング地点を勘案し全体のバランス、技術的な観点から国交省で選定した測定地点（案）をご提示し、機器を設置する施設について各区と調整中。

測定場所の状況等によっては、測定場所を変更することがあります。

測定地点は原則各区1箇所としています。

※通常の短期測定は夏季と冬季に7日間ずつ（計2週間）実施するところ、南風到着経路については、冬季における運用割合が低いため、夏季に2週間測定することを計画

8月上旬 [分科会にて説明]



8月下旬～ [測定箇所が確定次第、関係区に情報共有するとともに、国のHPで短期測定のお知らせを掲載]



9月上旬 [調査契約締結]



9月中旬頃 [現地踏査]



9月下旬～10月上旬 [測定実施]



11月頃 [結果の報告]